

別表六(二十四)

「39」又は「44」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

別表六(二十四) 令七・四・一以後終了事業年度分

事業年度	法人名	適用可否	計算	
1				
2				
4			第1項適用額の場 (14) ≥ 4% の場合 (0.05、0.1又は0.15)	23
5			(18) ≥ 10%又は(15) = (17) > 0の場合で、かつ、(19) ≥ 0.05% の場合 0.05	24
6			プラチナくるみん又はプラチナえるぼしを取得している場合 0.05	25
7			税額控除限度額 (22) × (0.1 + (23) + (24) + (25)) (14) < 0.03の場合は0	26
10			特定税額控除限度額 (22) × (0.1 + (27) + (28) + (29)) (14) < 0.03の場合は0	30
13			中小企業者等税額控除限度額 (22) × (0.15 + (31) + (32) + (33)) (7) < 0.015の場合は0	34
18			当期税額控除額 (37) - (38)	39
21			当期繰越税額控除額 (42) - (43)	44
22			法人税額の特別控除額 (39) + (44)	45

「39」欄

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除(「26」欄に金額の記載がある場合)

- ① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第42条の12の5第1項」
- ② 「区分番号」欄: 「00699」
- ③ 「適用額」欄: 「39」欄の金額

「39」欄

特定法人の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除(「30」欄に金額の記載がある場合)

- ① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第42条の12の5第2項」
- ② 「区分番号」欄: 「00700」
- ③ 「適用額」欄: 「39」欄の金額

「39」欄

中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除(「34」欄に金額の記載がある場合)

- ① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第42条の12の5第3項」
- ② 「区分番号」欄: 「00701」
- ③ 「適用額」欄: 「39」欄の金額

「44」欄

中小企業者等税額控除限度超過額の繰越控除制度を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第42条の12の5第4項」
  - ② 「区分番号」欄: 「00702」
  - ③ 「適用額」欄: 「44」欄の金額
- (注) 令和6年4月1日以後に開始する事業年度において生ずる控除しきれない金額が対象となります。